

「今後の取組み」にも盛り込まれているとおり、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を強化してきている。金融危機に伴う資金調達難等を背景に、第三者割当増資等のファイナンスの悪用を含めた不正取引が平成20年秋以降激増している。本問題に対しては、既に金融庁による開示府令の改正、証券取引所による上場規則等の改正によりルール面での対応が行われているが、監視委としても本問題を「最優先課題」と位置づけ、金融庁、財務局、検察、警察、証券取引所、証券業協会、公認会計士協会、弁護士会等との連携を通じて、監視・摘発の強化を進めている。また監視の網をすり抜けることを狙った「不正ファイナンス」の新しい手法についても把握し対応を強化している。

第二の重点課題は、金融商品取引業者の多様化に伴う証券検査の実効性の向上である。金融商品取引法の施行により、監視委が検査を行う対象業者は、大手証券会社、投資銀行、中小証券会社、外為証拠金業者に加え、いわゆる集団投資スキームの業者まで非常に多様化している。リーマン・ショックで明らかになったとおり、投資銀行や一部の証券会社の業務は従来のブローキング業務中心から自己資金を使い収益を上げる業務に変化しており、それに対応して業者のリスクも信用リスク、市場リスク、流動性リスク等財務の健全性に関するリスクが高くなってきている。他方、他の規制業者については従来通り法令遵守態勢に問題があるケースが多く、特に集団投資スキームの業者の一部はほとんど詐欺に近いような実態であり警察等との連携が必要とされている。このように非常に多様な検査対象に対応した検査手法等の構築が不可欠である。

重点課題の3番目は、新たな商品、取引、市場等に関する監視の強化である。金融危機の中でも注目されたCDS(Credit Default Swap)等の店頭デリバティブ商品や、DMA(Direct Market Access)やアルゴリズム取引等の取引手法、ダーク・プール等の新たな市場における不正取引のリスクの把握を行い、有効な監視態勢を構築する必要がある。特に本年1月4日より東証において新たな取引執行システムとしてArrowheadが稼動し、取引スピードが高速化されたことに伴い、不正取引のパターンにどのような変化が生じるのか等にも関心を持っているところである。またこのような対応の上でも、監視委としてのITシステムの高度化及び活用も推進している。

以上のような重点施策を推進する上で、証券取引所、証券業協会等自主規制機関との連携を一層強化することも重要である。「今後の取組み」の中では既に自主規制機関との連携が盛り込まれているところではあるが、監視委としては、市場の公正性に役割をもつ諸団体をも「広義」の自主規制機関と位置づけ、例えば日弁連、公認会計士協会、監査役協会、税理士会、行政書士会等と連携を進めている。さらに証券取引所、証券業協会を含め、連携のあり方についても、各自主規制機関の自主規制機能の発揮につながるような、監視委としての問題意識の提供、ノウハウの共有等を強化しているところである。

今後このメルマガを通じ、隔週(原則)で、監視委としての問題意識、最近の不正取引の傾向・問題等について、ご紹介していきたい。

* 文中、意見にかかわる部分は筆者の個人的見解です。